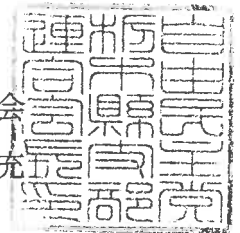


栃木県知事 福 田 富 一 様

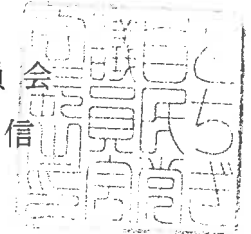
令和6年度当初予算に対する
要 望 書

令和6年1月25日

自由民主党栃木県支部連合会
会 長 茂 木 敏 充



とちぎ自民党議員会
会 長 岩 崎 信



趣 旨

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、社会経済活動の正常化が進んでいるものの、長引く物価高や働き手の不足は、本県経済と県民生活に大きな影響を与え続けている。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻や中東地域をめぐる情勢など、国際情勢の緊迫度の高まりに加え、地球温暖化による世界的な気候変動危機など、時代は大きな転換期を迎えている。

国では、こうした世界情勢や経済、環境などの歴史的転換期に対応するため、令和6年度予算に係る政府与党の「予算編成大綱」において、「物価高を克服し、日本経済を力強い成長軌道に乗せる」や「人にやさしい、安心して暮らせる社会を実現する」などの7つの柱に基づき、予算を重点配分するとしている。

本県としても、こうした国の方針に的確に呼応しながら、喫緊の課題である自然災害や気候変動によるリスク等に対応するとともに、DXをはじめ半導体などへの積極的な投資等あらゆる成長のチャンスを見逃さず、持続可能で活力ある“選ばれどちぎ”の実現のために、力強く施策を推進していくことが重要である。

また、昨年、本県の人口が190万人を割り込み、特に生産年齢人口の減少が将来的に続くことが想定されていることから、深刻な危機感を抱いている。本県を担う若い世代や当事者が希望を持てるよう、時代に合った施策をスピード感を持って実行していかなければならない。

加えて、令和6年元日に能登半島地震が発生し甚大な被害が生じていることから、首都直下地震や南海トラフ地震に備え、被害を最小限に抑えるために、平時からの対策が必要である。

施策の「選択と集中」により、県政を取り巻く諸課題の解決を図るのみならず、とちぎの輝く未来創生に向けて、積極的かつ大胆な取組を求めたい。

とちぎ自民党議員会では、県民の付託に応えるため、特に重要な課題について「令和6年度当初予算に対する要望書」として取りまとめたので、県においては、鋭意検討の上、それぞれの措置を講じられるよう強く要望するものである。

I 予算要望事項

単位：千円
() 内は内数

1. 少子化対策の充実・強化について

出生数の減少や、合計特殊出生率の低迷など、深刻さを増す少子化の進行に歯止めをかけるため、県では、昨年8月に「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」を策定し、各種施策に取り組んでいるところである。

こうした中、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所から公表された「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」では、栃木県の2050年の人口は2020年より22.3%減少することが推計され、少子化対策は先送りのできない待ったなしの課題となっている。

については、少子化問題の克服に向け、県民が安心して子どもを産み育てられるよう、「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト」をはじめとした少子化対策の一層の充実・強化を図ること。

(重点事業)

○縁結びムーブメント創出事業費	32,388
○笑顔輝くこども・子育て支援プロジェクト推進事業費	488,581
(政調上乗せ	47,000)
○とちぎ専門医育成事業費	49,698
○第2子保育料免除事業費（再掲）	414,578
(政調上乗せ	47,000※再掲)
○幼稚園運営費補助金	894,669
(政調上乗せ	8,310)
○とちぎ未来人材応援事業費	5,296
○ケアラー総合支援事業費	67,047
○とちぎ男性育休応援事業費	101,806
○G7レガシー推進事業費（一部再掲）	130,944

2. とちぎの未来創生に向けて

(1) 次期プランの策定について

計画期間が令和7年度までの「とちぎ未来創造プラン」に続く次期プランの策定に当たっては、これまでの成果と課題をしっかりと捉えるとともに、市町や各世代の県民の声を十分に取り入れ、県議会とも議論しながら、県民一人ひとりが将来に夢や希望を持てるプランとなるよう検討を進めること。

(重点事業)

○次期プラン策定費	36,659
-----------	--------

(2) G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合レガシーの継承について

G7大臣会合で採択された「日光声明」を受け、男女が共に輝く社会の実現をオール栃木体制で目指すこと。

女性の自由度のある働き方の実現に向けて、アップスキリングやリ・スキリングの機会を提供するほか、ものづくり産業分野などへの女性の参入促進を図るとともに、役員や管理職の登用にあたっては、男女ともに個々の能力、意欲、希望に合わせた支援や、一人ひとりに応じた柔軟で働きやすい環境整備を促進し、希望する誰もが育児等とキャリアを両立できる環境づくりを進めること。

(重点事業)

○G7レガシー推進事業費(再掲)	130,944
○女性等に魅力ある雇用・産業創出事業費	116,519
○とちぎ男性育休応援事業費(再掲)	101,806

(3) 魅力・活力あふれる地域づくりについて

コロナ禍を契機としたテレワークの普及や地方移住への関心の高まりも相まって、本県への移住相談件数は増加しているが、これを一過性のものとせず、本県が移住先として選ばれ続けることが重要である。

については、東京圏への近接性や充実した居住・子育て環境等の本県の魅力を積極的にPRするなど、移住促進の取組を強化すること。

また、国体・全国障害者スポーツ大会のレガシーを継承し設立された「栃木県スポーツコミッション」を中核とした、スポーツの活用による地域活性化に取り組むこと。

さらに、令和7年に植樹開始から400年を迎える「日光杉並木街道」や文化財の活用による地域振興にも積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○移住定住促進・関係人口創出事業費	132,623
	(政調上乗せ 5,000)
○とちぎスポーツの活用による地域活性化推進事業費	78,391
○日光杉並木街道植樹400年プロジェクト事業費	2,000
○とちぎの文化財を地域で支えるしくみづくり事業費	48,946

(4) 県庁周辺の県有施設等に係る整備について

県立美術館、図書館及び文書館の3施設を一体的に整備する「文化と知」

の創造拠点について、広く県民に愛され、将来にわたり県民誰もが誇りに思える施設となるよう、県議会、県民、有識者等の意見を踏まえながら、整備構想の策定等を進めること。

また、県庁舎周辺の活用可能な県有地については、今年度実施したサウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、利活用の検討を進めること。

(重点事業)

○「文化と知」の創造拠点整備構想策定事業費	21,922
○県庁舎周辺整備検討事業費	7,500

(5) DXの推進について

全県的なDXの推進に向け、市町支援に努めるとともに、デジタルが苦手な方等へ必要な施策を講じること。

また、県民の利便性をより向上させるため、様々な分野において各種データ等が連携するデジタル基盤の整備に取り組むこと。

(重点事業)

○とちぎデジタルトランスフォーメーション体制強化事業費	40,902
○データ連携基盤構築事業費	36,364

(6) とちぎの未来を担う人材の育成について

地域の活力の維持のためには、これからのとちぎを担っていく若い世代が地域課題の解決に向けて主体的に活動していくことが重要である。

については、次世代のリーダーとなる人材の育成に努めるとともに、若者の活躍を応援する機運の醸成に取り組むこと。

(重点事業)

○若者未来チャレンジ応援事業費	2,294
-----------------	-------

3. 県内経済の活性化について

(1) 産業の振興等について

デジタル化の進展や経済のグローバル化、グリーン社会の実現に向けた世界的な潮流など、社会経済環境は刻々と変化している。

については、本県経済の持続的な成長・発展を実現するため、今後重要性を増すグリーン成長産業の創出、経済安全保障への対応を契機とした県内産業の技術力向上と競争力強化、戦略3産業や未来3技術への重点的支援等による本県の特性を踏まえたものづくり産業等の振興を図るとともに、小規模企業等の経営を支援するほか、いわゆるコロナ融資等の本格的な返済が始まっており、県内中小企業等においては、事業継続が困難となる状況が

懸念されることから、資金面での下支えなど、事業者の事業継続に向けた更なる支援に取り組むこと。

また、女性の雇用創出効果が高い業種・企業や「経済安全保障推進法」において指定された半導体などの特定重要物資の生産等を行う企業の誘致に注力するなど、戦略的な企業立地に取り組むほか、既立地企業の定着促進を図ること。

さらに、県内企業におけるDX人材の育成に努めるとともに、新たなサービスと雇用を生み出すスタートアップ企業の創出に積極的に取り組むこと。

加えて、老朽化が進んでいる繊維技術支援センターについて、更なる繊維産業等の振興に向け、建替整備を計画的に進めること。

(重点事業)

○ものづくり産業躍進プロジェクト推進事業費	218,822
○小規模企業経営支援事業費	8,000
	(政調上乗せ 8,000)
○産業活性化金融対策費	40,175,700
○企業立地推進補助金(一部再掲)	5,099,709
○経済安全保障対応関連事業費(再掲)	53,654
○女性等に魅力ある雇用・産業創出事業費(再掲)	116,519
○スタートアップ企業支援事業費(再掲)	31,096
○リ・スキリングで拓く人も企業も輝くとちぎ事業費	6,407
○繊維技術支援センター整備費	18,880

(2) 戦略的な観光誘客の推進について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になり、国内の観光需要が上向きになっていることから、デジタルメディア等を活用したPRにより、更なる旅行需要の喚起を図るとともに、旅行需要の平準化に取り組むなど、国内の観光誘客を一層推進すること。

また、厳格な水際対策が終了し、インバウンド需要が回復する中、特に消費額が大きい富裕層を誘客できるよう県内観光事業者を支援するなど、インバウンド誘客に向けて積極的に取り組むこと。

さらに、令和7年に開催される大阪・関西万博の好機を逃さず、本県の認知度向上を図るとともにインバウンド需要を本県に呼び込めるよう、出展に向けた準備を進めること。

加えて、日光国立公園や農村の地域資源の魅力を生かしたインバウンド誘客に取り組むこと。

(重点事業)

○観光キャンペーン推進事業費	114,174
----------------	---------

	(政調上乗せ	3,000)
○とちぎインバウンド強化対策事業費		199,563
○大阪・関西万博出展事業費		40,000
○日光国立公園魅力アップ事業費		10,472
○とちぎの農村稼ぐ力強化事業費		27,792

(3) グローバル化への対応と国際戦略の推進について

社会経済のグローバル化に対応するため、高度外国人材をはじめとする外国人労働者の就労環境の整備を図り、雇用の確保や活用促進に取り組むこと。

また、これまでトップセールス等により交流を積み重ねてきたベトナムなどの関係諸外国について、取り組みの成果を一過性のものとせず、県内企業の実益につながるよう、更なる経済交流を推進すること。

(重点事業)

○外国人材活用強化事業費	19,915
○とちぎ経済交流促進事業費	11,472

4. 安全・安心な県民生活の確保について

(1) 公共事業等の推進について

県民の生活や経済活動の基盤となる道路や農業水利施設等の社会資本の整備を推進するとともに、老朽化した施設の維持管理や修繕等に計画的に取り組むほか、社会経済状況の激しい変化や複雑・多様化する県民ニーズに対応するため、インフラ分野におけるDXの推進に努めること。

また、気候変動の影響等により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化していることから、地元住民の不安を払拭するため、改良復旧事業を含む河川整備等に計画的に取り組むとともに、堆積土の除去等が必要な箇所について、緊急防災・減災対策事業等により、重点的に取り組むこと。

さらに、県民の防災意識を更に高め、災害時に迅速かつ適切な避難行動をとれるよう普及啓発に努めるとともに、防災教育に資する施設や次期防災情報システムの整備を計画的に進めていくこと。

(重点事業)

○公共事業費（環境森林部）	4,434,541
○県単公共事業費（環境森林部）	316,198
	(政調上乗せ 50,000)
○公共事業費（農政部）	8,696,886

○県単公共事業費（農政部）	247,420
	（政調上乗せ 30,000）
○公共事業関連調査費（農政部）	20,000
	（政調上乗せ 20,000）
○公共事業費（県土整備部）	43,566,008
○県単公共事業費（県土整備部）	14,518,943
	（政調上乗せ 1,750,000）
○公共事業関連調査費（県土整備部）	500,000
	（政調上乗せ 500,000）
○インフラDX推進事業費（一部公共・一部県単公共・一部再掲）	1,423,005
○緊急防災・減災対策事業費	3,000,000
	（政調上乗せ 1,000,000）
○避難意識高揚事業費	23,000
○新防災教育施設整備費	88,700
○次期防災情報システム整備事業費	55,000

（2）交通事故抑止対策の推進について

交通事故抑止に向け、老朽化した道路標識・標示の更新や信号機の新設・更新、管制システムの改修など、交通安全施設の計画的な整備を推進すること。

（重点事業）

○交通安全施設整備費	1,941,619
	（政調上乗せ 264,000）

5. 保健・医療・福祉施策の充実について

（1）誰もが安心して暮らせる社会の実現について

高齢者や障害者、児童など、すべての県民が住み慣れた地域で適切なサービスを安心して受けられるよう、その基盤となる施設の整備等を計画的に進めること。

また、令和5年3月に制定した「栃木県ケアラー支援条例」の趣旨を踏まえ、県内全域でヤングケアラーをはじめとするケアラーに対する支援の充実が図られるよう、今年度策定する基本計画に基づき、県内の市町や関係団体等と連携し、相談支援体制の充実やケアラーの負担軽減、早期発見に寄与する普及啓発等の各種施策を推進すること。

(重点事業)

○介護基盤整備等事業費	1,247,912
○社会福祉施設等整備助成費	1,102,084
○ケアラー総合支援事業費（再掲）	67,047

(2) 保健・医療対策の推進について

令和6年度は、新しい保健医療計画や高齢者支援計画などがスタートする年度である。

県民誰もが、生涯を通じ、健康で安心して暮らせることを望んでおり、救急医療のあり方等、本県の医療体制の課題を踏まえ、県立等の高度救命救急センターの設置を検討するなど、良質で効率的な医療サービス体制の確保を図るとともに、更なる健康寿命の延伸に向けて、フレイル予防に取り組むこと。

また、県では、令和4年12月に改正された感染症法等に基づき、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた感染症予防計画を令和5年度中に策定することとしているが、今後起こりうる新興感染症に備え、体制整備に万全を期すこと。

(重点事業)

○救急医療提供体制検討事業費	1,000
○国際医療福祉大学医学検査学科整備助成費	308,674
○転ばぬ先の衰え（フレイル）予防で笑顔ハツラツ事業費	18,005
○新興感染症対策事業費	92,158

6. 農林業の振興について

(1) 農産物の生産力強化について

本県農業をリードする園芸生産の更なる拡大に向け、いちご、トマト、にら、なし等の施設園芸について、一層の振興を図ること。

また、需要が減少している米については、収益性の高い米づくりを支援するとともに、「とちぎの星」の品質向上や販路拡大に取り組むほか、米粉用米の流通拡大等に必要な支援を行うこと。

加えて、主食用米から飼料用米への作付転換を促進すること。

(重点事業)

○園芸大国とちぎフル加速総合対策事業費	1,074,085
	(政調上乗せ 35,000)
○栃木の米づくりプロジェクト推進事業費	156,978

	(政調上乗せ	2,000)
○作付転換拡大緊急対策支援事業費		20,000
	(政調上乗せ	20,000)

(2) 県産農産物のブランド力強化と販路拡大について

県産農産物のブランド力強化を図るため、農産物ごとの特性に着目したプロモーションの推進や国内外におけるセールスの強化を図ること。

特に、「いちご王国・栃木」の地位を盤石なものとするため、本県産いちごの認知度の低い関西圏で積極的なプロモーションを実施するなど、更なる販路拡大に向けて、様々な手法を用いて認知度の向上に努めること。

また、令和6年度中に「食料・農業・農村基本法」の改正が見込まれることから、国の動きに呼応し、食と農業の持続性確保等に向けた理解促進に努めること。

(重点事業)

○とちぎの農産物ブランド力強化推進事業費 (一部再掲)	53,601
○とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費 (一部再掲)	110,688
	(政調上乗せ 3,000)
○食と農業とちぎアクションプロジェクト事業費	9,700

(3) 畜産物の安定供給について

県産畜産物の安定供給を確保するため、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病の発生に備えた県内農場における対策を一層強化すること。

(重点事業)

○家畜生産農場分割推進モデル事業費	100,000
-------------------	---------

(4) 鳥獣被害対策について

野生鳥獣による農林業等への被害は依然として高い水準にある中、県では今年度中にシカ・イノシシの次期管理計画を策定し、新たな捕獲目標を掲げて捕獲の強化を図るとともに、防護、環境整備を組み合わせ、総合的な対策を推進していくこととしている。

については、市町や栃木県猟友会をはじめとした関係団体等と協力し、地域の実情も踏まえながら、ICTやドローンの活用等による効果的な捕獲方法の実証・導入を図るとともに、狩猟免許取得から狩猟者登録まできめ細かな支援を行うことにより捕獲の担い手の確保・育成に努めるほか、クマやイノシシ等の市街地への出没対策の強化を図るなど、手を緩めることなく鳥獣被害対策に積極的に取り組むこと。

(重点事業)

○地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業費	413,050
(政調上乗せ	8,546)

(5) 林業・木材産業の成長産業化について

本県林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、森林環境の保全を図るとともに、林業従事者の作業環境の改善に努めながら、とちぎ材の安定的な供給体制の構築や高付加価値化に取り組むこと。

また、森林資源の循環利用や県産木材「とちぎ材」の更なる需要拡大のため、住宅のほか、非住宅建築物の木造・木質化についても支援を行うこと。

(重点事業)

○とちぎの元気な森づくり県民税事業費（一部再掲）	1,305,907
○森林環境譲与税事業費	456,663
○とちぎ材の家づくり支援事業費	142,319
○非住宅建築物ウッドチェンジ事業費（再掲）	109,270
○公共事業費（環境森林部）（再掲）	4,434,541
○県単公共事業費（環境森林部）（再掲）	316,198
(政調上乗せ	50,000※再掲)

7. 環境対策の推進について

県では、2050年カーボンニュートラル実現に向け、令和5年4月に「栃木県カーボンニュートラル実現条例」を施行するとともに、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」やアクションプランに基づき取組を進めているところだが、この高い目標の達成には、温室効果ガスの排出削減のみならず、経済と環境の好循環を生み出し、持続可能で力強い経済社会の構築につなげていくことが重要である。

このため、カーボンニュートラル実現に向けた基本理念を各主体と共有し、オール栃木体制のもと、各種施策を戦略的かつ着実に推進していくこと。

特に、国において、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動として「デコ活」が展開される中、事業者を巻き込んだ県民の行動変容を促す取組を一層推進するほか、地域脱炭素化に向けた市町の取組支援など、各主体が緊密に連携する取組を加速化させること。

(重点事業)

○カーボンニュートラル推進事業費	1,243,278
------------------	-----------

8. 教育環境の充実等について

「第三期県立高等学校再編計画」に基づき、特色ある学校の設置等に向けた施設整備に努め、教育環境の充実を図るとともに、多様な学びの場の拡充を図るため、県立夜間中学の早期開設等に向けて取組を進めるほか、令和6年度の全国産業教育フェア栃木大会の開催に万全を期すこと。

また、「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」等に基づき、老朽化が進む施設の長寿命化対策を計画的に進めるとともに、富屋特別支援学校において高等部生がスクールバスに乗車できていない状況に鑑み、スクールバスの増車に早急に取り組むこと。

さらに、部活動が円滑に地域クラブ活動へ移行できるよう、地域移行に伴う諸課題への対応を検討しながら、必要な指導者の養成等に努めること。

あわせて、私立小中高校の安定的な運営に向けて、私学の振興に取り組むこと。

(重点事業)

○第三期県立高等学校再編計画施設整備費	232,995
○学びの夢支援プロジェクト事業費	3,183
○全国産業教育フェア事業費	63,977
○県立学校施設長寿命化推進事業費	2,488,027
	(政調上乗せ 20,000)
○特別支援学校スクールバス運行事業費	47,000
	(政調上乗せ 47,000)
○地域クラブ活動推進事業費	129,735
○小・中・高校助成費	5,781,852

計 75重点事業 142,441,173千円

(政調上乗せ 3,820,856千円)

Ⅱ―① 政策要望事項（特別要望事項）

1. 少子化・子育て政策について

(1) 全ての子どもが等しく恩恵を受けられる子育て支援について

本県における子育て支援施策については、全ての子どもたちが等しく支援の恩恵を感じられるよう、親の所得や産まれた順番等による制限を設けない制度設計とし、結果的に市町による差を生じさせないよう取り組むこと。

(2) とちぎ少子化対策緊急プロジェクトについて

結婚や子育てなどの経済的・心理的負担軽減や安心して出産できる環境整備、そして、子ども・子育て世帯に対する更なる支援を図るため、男性の育休取得支援を含めた多様な働き方の啓発・推進、企業と連携した子育て世帯への支援強化に取り組むこと。

また、選ばれる“とちぎ”の実現のため、とちぎ結婚支援コンシェルジュを活用した企業間交流イベントの実施や、こども医療費助成制度の拡充等、本県として特徴的な結婚・子育て支援策についても、とちぎ少子化対策緊急プロジェクトの取組とともに、わかりやすく、かつSNS等の様々なツールを活用し、県内外の若い世代に発信し周知啓発を図ること。

(3) 子育て世代の外部サービス利用普及について

キャリアアップや出産への意欲を減退させることのないよう、共働き子育て世帯や一人親世帯の多くが負担と感じている仕事と子育てや家事等の両立のサポートに向けて、骨太の方針2023に掲げられている、家事支援サービスなど外部サービスの利用普及に取り組むこと。

(4) 県庁内における子育て環境の充実について

栃木県庁子育て応援・女性活躍推進行動計画を策定し、柔軟な働き方に向けた環境整備を進めている中、職員向け保育関連施設についてのニーズ調査の結果を十分に精査し、職員のみならず県庁利用者も利用可能な一時預かり所や、託児施設等、子ども関連施設の設置に向けて様々な視点からの検討を進めること。

(5) 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大について

早期発見・早期治療の重要性が高い疾患を発症前の新生児のうちに発見し治療につなげることができるよう、先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大と、検査結果に応じた支援体制の整備について国に対し働きかけること。

2. 県庁のマネジメントについて

(1) 職員の専門性の向上について

めまぐるしく変化する社会経済情勢の中、複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、それぞれの行政分野について専門性を有する職員を育成し、配置していくことが重要である。例えば、医療や保健、福祉、産業振興、国際戦略、地域振興などの分野においては、業界の実情や各種の支援施策、関係法令等に精通した職員を配置することが、効果的な事業を行う上で重要であることから、計画的なジョブローテーションや専門的な研修の実施により、特定の分野のスペシャリストを育成するほか、専門的な知識・経験を有する外部人材を積極的に登用することなどにより、職員の専門性の向上を図ること。

(2) 財政的な選択と集中の考え方について

施策の立案にあたっては、選択と集中が重要であることから、目的を明確化し合理的根拠を示すEBPMの観点を取り入れるとともに、連結決算の活用や将来を予測した財務諸表の作成等に関する検証・課題の整理を進め、「統一的な基準」に基づく地方公会計制度の効果的な活用に努めること。

3. 教育と福祉の連携について

(1) 特別支援教育の推進について

特別支援教育の在り方に関する検討会において、検討が進められているところであるが、障害者総合支援法の理念である地域共生社会の進展など、障害のある子どもをめぐる社会環境の変化を的確に捉えた、未来志向の特別支援教育のビジョンを示すとともに、生活指導に係るカリキュラムの充

実や卒業後の社会生活を見据えた教育と福祉の連携強化を図るなど、インクルーシブ教育の更なる推進を目指し、障害の程度に関わらず全ての子どもたちが、生涯にわたる自立と社会参加を実現するための取組を推進していくこと。

また、栃木県特別支援教育推進計画に基づき、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、研修等を充実させるとともに、障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画と個別支援計画との情報を共有し、進路先や社会生活に適切に引き継がれるシステムを構築すること。

あわせて、関係機関との連携を深めることにより、就労支援の充実を図るとともに、市町が必要とする非常勤講師の適正配置等により、学校運営の支援体制を強化すること。

(2) 一貫性のある（切れ目のない）支援の充実について

寄宿舎問題に端を発した特別支援教育問題の一因は、福祉は福祉、教育は教育といった縦割り行政の弊害が現象化したものと考えられる。

障害児、障害者の問題は、障害が発見されてから、療育、教育、生活、就労、介護等々、一人ひとりの成長における時間軸に沿って、切れ目のない支援を行える環境を整えることが大切である。そのためには一人ひとりの障害特性や成長過程に合わせた個別支援計画を作成し、各機関がその計画に基づき、個人の自立や成長に必要な支援を寄り添いながら切れ目なく行うトータルサポートという考え方が必要であり、特別支援学校や特別支援学級の在籍期間は限られていることから、社会生活への移行のために必要となる自立支援など福祉機関を含めた各機関が相互連携の中で行われるべきものである。

そのために、まずは、県内共通の個別支援計画のフォーマット作成と時間軸に沿った個人情報管理、最適な支援が行える制度の充実が必要である。

については、障害児、障害者一人ひとりの成長過程に合わせて総合的に支援できるよう、関係者が情報の共有を図り、相互に連携することができる仕組みを構築すること。

Ⅱ―② 政策要望事項（全体要望事項）

1. 人材確保について

（1）産業人材の確保について

女性や高齢者など多様な人材が活躍できる社会づくりを目指し、働き方改革の推進やテレワークの普及等により、栃木県の特徴を生かした柔軟で働きやすい環境の整備を図ること。

また、働き控えを生じさせている、いわゆる年収の壁、年金の壁などの所得による壁を見直すよう国に働き掛けること。

（2）建設業における担い手の確保について

教育機関と連携し将来の建設産業を担う人材育成に対する支援を積極的に進めるほか、ICTに対応できる人材の育成等に努めること。

（3）医療・保健・福祉に係る人材の確保について

医師のキャリア形成に配慮した医師確保対策に積極的に取り組むとともに、子育て世代の医師を始めとする医療従事者の支援のため、病院内保育所運営費補助等を継続すること。

また、栃木県保健医療計画（8期計画）の策定にあたっては、地域の実情に応じた薬剤師の確保対策と、業務・役割の更なる充実を図ること。

介護分野においては、介護ロボット・ICTの導入に向けた取り組みを支援し、介護職員や介護支援専門員などの介護人材の確保・定着、質の向上と業務効率化を推進すること。

（4）看護人材の確保・育成について

看護職員確保のため、特に離職率が高いとされる新任看護職員についての離職防止対策に取り組むこと。

また、看護師と保護師の更なる質の向上を図るとともに、看護師の質の向上等の方策の一つとして、衛生福祉大学校の一部4年制化なども検討すること。

認定看護師や専門看護師等の有資格者については、県内の未配置医療機関に派遣する体制を整備し、その有効性の周知と活用促進を図ること。

(5) 保育士や放課後児童支援員等の保育人材の確保について

保育人材の県外流出対策として保育士等への更なる処遇改善、保育士等の労働環境の改善に努めること。

また、潜在保育士の再就職支援、保育士を目指す学生への修学資金貸付の充実を図るとともに、地域限定保育士制度の導入を検討するなど、保育人材の確保のための総合的な対策を進めること。

さらに、放課後児童クラブについても、常勤職員配置の改善等を図るなど、安定的な運営のための人材確保について支援すること。

(6) 農業人材の確保・育成について

担い手の減少は深刻な状況であることから、本県農業の魅力を広く発信し、農業に関心のある若者等を県内外から呼び込むとともに、定着につなげること。

また、担い手が不足する地域では、農地の集積・集約化を進めるとともに、地域農業を支える仕組みである「とちぎ広域営農システム」を早急に構築すること。

(7) 林業人材の確保・育成について

本県林業・木材産業の成長産業化を着実に進めていくためには、森林施業の集約化や機械化を促進し、労働生産性を高めながら、担い手となる人材の確保・育成を図ることが重要である。

本年4月には、いよいよ栃木県林業大学校が開校するが、林業大学校で学んだ学生が本県林業の担い手として活躍できるよう、関係団体と連携し、魅力ある学校運営に取り組むこと。

また、開校後も多くの学生が確保できるよう、教育委員会とも連携しながら、県内高校等の生徒に広く周知することはもとより、県外へのPR活動にも積極的に取り組むこと。

(8) 教育現場の人材確保について

教員が一人ひとりの児童生徒に向き合う時間を確保し、学校教育の質を向上させるには、教育現場の人材確保が重要である。臨時的任用教員経験者の採用を促進するなど正規採用教員を確保するとともに、教科担任制のた

めの専科教員や教員業務支援員、部活動指導員等を配置し、教員の業務負担の軽減を図ること。

また、産休・育休・傷休等を取得する教員の増加に対応するための補助教員の確保及び迅速な配置を図ること。

加えて、教育相談の質の向上を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充すること。

さらに、教員配置のための十分な予算措置を国に求めること。

(9) 2024年問題への対応について

2024年4月から適用されるトラックドライバーの長時間労働是正に伴い、農産物をはじめ、輸送への影響が懸念されることから、効率的な物流や販売等の対策を進めること。

建設業においては、週休2日制工事等を導入できるよう、年間収入や必要経費を確保するための価格設定や補正率の引き上げを行うこと。

また、工事契約後の単価の高騰に伴う単品スライド等の申請手続きの簡略化など、受注者が利用しやすいものとする。

2. DXの推進について

(1) デジタル社会の形成に向けた施策の推進について

全ての県民がデジタル化の恩恵を享受し、それぞれの地域において便利で快適に暮らし続けることができるデジタル社会の実現に向け、各種施策に積極的に取り組むこと。

(2) 県内企業へのデジタル技術の導入について

県内企業の経営の効率化や生産性の向上に向けては、デジタル技術の導入が有効であることから、とちぎビジネスAIセンター等の取組強化により、県内企業のAI・IoT等の導入促進を図ること。

(3) 医療DXの推進について

電子カルテ情報の標準化や診療報酬改定DX、電子処方箋応需システムの導入、県民への電子お薬手帳の普及啓発など、保健・医療・介護情報のデジタル化と適切な利活用により、業務の効率化を図り、県民の健康増進や、

切れ目のない質の高い医療の提供を推進するとともに、医療機関等におけるサイバーセキュリティの強化を促進すること。

(4) スマート農業及び農業DXの推進について

農業現場の省力化を図り、生産性を高めるため、スマート農業機器などの先端技術の導入を促進するとともに、データを活用し、一層の生産や流通の効率化などを図る農業DXの取組を進めること。

あわせて、農地の大区画化などスマート農業に対応した農地等の条件整備を推進すること。

(5) 教育DXの推進について

教員業務負担軽減DX事業の成果を県内の学校に横展開するための予算を確保することに加え、次世代の校務デジタル化推進実証事業等、国の制度を利用して、教育DXを推進すること。

また、教育DX推進研究校での事例を共有することや研修の充実により、教職員のICT活用指導力の向上を図るとともに、市町教育委員会と連携しながら、本県におけるICTを活用した教育を着実に推進していくこと。

3. 県内経済の活性化について

(1) 本県産業の競争力強化について

県では、自動車、航空宇宙、医療福祉機器の戦略3産業に加え、未来3技術としてAI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材の活用を通じた成長産業における競争力強化を図ることとしており、このためには、企業における人材の育成や技術開発が重要であることから、積極的に支援すること。

また、県内中小企業の優れたニッチ技術や特許を持つ企業等の更なる発掘に努め重点的に支援するとともに、経済安全保障の観点からも国と連携しながら、県内中小企業等における重要技術の流出防止などの対策を支援すること。

(2) 産業人材の育成について

県内企業が円滑に人材を確保できるよう、職業訓練や就職支援等を通じた人材育成に積極的に取り組むこと。

また、産業技術センターについては、同所に所在する栃木県産業振興センター等関係団体との連携を強化し、創業、スタートアップ企業への支援、産官学金連携の推進、また新たな価値を見出せるような研究開発支援等、栃木県の特徴を生かした産業支援を進めること。

(3) 県内中小企業等への支援について

「栃木県中小企業活性化協議会」や「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」等と連携しながら、企業再生・事業承継への支援に取り組むこと。

また、商工団体等と連携しながら、国の事業再構築補助金やものづくり補助金などを活用し、ポストコロナを見据えた新事業展開や業態転換を図る事業者に対する支援を行うこと。

(4) 観光関連産業の振興について

デジタル・リアルによる観光プロモーションや北関東3県をはじめ近隣県と連携した周遊型・体験型観光の充実や、隣県の空港等と連携した新たな栃木ファンの獲得などを進め、インバウンドを含めた幅広い層の誘客を促進すること。

また、観光動向等を踏まえ、様々な観光関連商品の造成や、観光客の安全安心な受入環境の整備などを行う観光関連事業者を支援し、積極的に観光施策を講じること。

4. 安全・安心な地域社会づくりについて

(1) 建設業における担い手の育成について

担い手の育成・確保や労働環境の改善のため、職場環境改善の推進や余裕期間設定による平準化、地域の実情に応じた共同受注方式の活用を進めること。

また、昨今の原材料費、エネルギーコスト等の高騰状況を踏まえ、建設資材や労務等の設計単価に適切に反映するとともに、労務単価についても時間外労働の上限規制の猶予期間終了による変化にも柔軟に対応すること。

(2) 社会資本の老朽化対策について

老朽化した県有建築物の長寿命化改修工事に際しては、省エネ設備、再生可能エネルギー、避難所としての機能、被災時の自家発電設備、屋根や壁等

の遮熱塗装、非接触型設備、抗菌素材など、新たな生活様式に対応した技術の効果や実績を踏まえて検討すること。

(3) 道路の整備と適切な維持管理について

高速道路の機能強化や幹線道路ネットワークの整備など、広域的な連携・交流を支える基盤づくりを推進するため、「とちぎの道路・交通ビジョン2021」に位置付けた広域道路について、構想路線の具体化や高規格道路等の早期事業化及び事業推進を図るとともに、新4号国道等の主要幹線道路の立体化などを国に強く働き掛けること。

また、県民の暮らしの安全を確保するため、通学路などの子どもの移動経路や生活に密着した身近な道路の整備を行うとともに、道路の適切な管理、機能確保を推進すること。

(4) 県内の公共交通網の確保・充実について

次世代の軌道系交通システム「芳賀・宇都宮LRT」が開通されたことにより新たな公共交通ネットワークの構築が期待される。社会情勢の変化に伴い公共交通を含めた交通ネットワーク再構築はどの地域においても喫緊の課題である。

については、市町、また民間事業者とも連携を図り、自動運転等の導入促進などによる、公共交通サービスの確保・充実に向け積極的に取り組むこと。

また、JR東日本による「羽田空港アクセス線」の整備が進められる中、本県においてもこの機会を生かし、国の諮問機関によって答申された東武線との連結を後押し、羽田空港へのアクセス向上による新たな経済の活性化に向け、鉄道会社や関係機関との協議を進めること。

(5) 迅速な社会資本整備について

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に呼応する事業や改良復旧事業などは迅速に用地を取得する必要があることから、栃木県土地開発公社等の関係団体とも協力し、地権者との用地交渉など、用地取得に関係する問題解決が図られるよう取り組むこと。

また、地権者の世代交代や代替地などの特別な条件が用意できれば合意できるケースもあることから、宅地建物取引業協会等の民間団体やコンサルタント事業者とも協力し、問題解決に努めること。

(6) 国の令和5年度補正予算に呼応した事業の計画的な執行について

12月議会において、成立した防災・減災、国土強靱化をはじめとした公共事業等に係る補正予算に呼応した事業について、その趣旨に鑑み、地域の安全・安心を確保するとともに、社会経済の成長を下支えするため、工事等の早期発注に努め、各事業を計画的に執行すること。

(7) 都市公園における公募設置管理制度（Park-PFI）の活用について

県営都市公園は、施設の老朽化や利用者ニーズの多様化への対応といった課題を抱えており、公園の質や公園利用者の利便性の向上に向け、Park-PFI制度を用いて、民間活力を活用した取組を積極的に推進すること。

なお、公募に際しては、事業者のリスクや役割分担を明確にするとともに、地域の特性や実情を十分考慮し、事業者が参入しやすい体制を整えること。

5. 災害対応力の強化に向けて

(1) 総合的な防災力の強化について

首都直下地震や南海トラフ地震の発生確率が高まっているとの予測がされ、国ではワーキンググループを設置し、その対策について議論が進められている中、栃木県においても総合防災拠点の整備等により大規模災害への備えを進めているところではあるが、より実効性の高い防災力の強化に向けた取組を早急に進めていく必要がある。

とりわけ、首都直下地震の際には、国の中枢的機能の分散化におけるバックアップや、県外からの避難者の受入れや支援物資の提供等、様々な要請が想定されることから、市町、民間、また他県との連携も含めた総合的な防災力の強化に向けて更に取り組みを進めること。

(2) 防災・減災対策の推進について

令和元年東日本台風による甚大な被害を踏まえ、改良復旧、堤防強化、中小河川などの堆積土除去及び砂防エリアにおける土砂の発生源対策を進めるとともに、流域治水を推進すること。加えて、渡良瀬遊水地の掘削を国に強く働きかけること。

また、激甚化する風水害や今後想定される大規模地震に備え、災害に強い強靱な道路ネットワークを構築すること。

(3) 局地的な災害への対応について

今後増加が見込まれるゲリラ豪雨や竜巻、ダウンバーストなど局地的な災害に対応するため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を検討すること。

また、農業分野においては被災農漁業者に対し、栃木県農漁業災害対策特別措置条例の適用に関した速やかな要件調査と適用者への交付措置に加え、条例が適用とならない被災農漁業者への資金援助および融資や技術的支援など、生産再開に向けた重点的な支援を行うこと。

同時に、局地的な災害の増加に対応するために必要な情報の発信や各種保険の加入促進を図ること。

(4) 災害時における保健医療体制の充実について

災害や感染症拡大等の有事において、即時に必要な医療の提供を可能とする、人員、病床、医療機器等を含めた医療基盤の整備などを図るとともに、災害薬事コーディネーターの養成を支援し、被災地における医療品の迅速かつ適切な供給体制の整備を図るなど、災害時における保健医療体制の充実に努めること。

(5) 災害に強い森づくりについて

気候変動の影響等により、全国的に自然災害が頻発化・激甚化し、林地の崩壊や河川の氾濫などの被害が多発している。

このため、適正な森林整備や治山対策により、森林の公益的機能の維持増進を図ることで、災害に強い森づくりを推進すること。

(6) 有事における住民の適切な避難及び緊急一時避難施設の確保について

自然災害の頻発、激甚化や、いつ起こるかわからない外国からの武力攻撃など、様々な有事に備え避難行動が適切に行えるよう、教育委員会等の関係機関と連携しながら、県民の危機管理意識の醸成に取り組みとともに、避難行動要支援者が避難を適切に行うための個別避難計画の作成支援など、市町や福祉関係機関等地域との連携強化を積極的に行うこと。

さらに、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するための緊急一時避難施設について、市町をはじめ企業等とも連携し、指定の拡

充を図るとともに、今後の公共施設整備においては、緊急一時避難施設として利用できる施設を検討すること。

6. 保健・医療・福祉施策の推進について

(1) 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムの更なる推進に向けて、独居高齢者の孤独対策や介護保険に頼らない介護予防の推進、地域包括支援センターの機能強化、医薬品等の供給体制整備などの取り組みを進めるとともに、市町や関係団体等に対し薬剤師や柔道整復師などの役割の周知・認知向上を図り、専門職が活躍できる環境づくりを進めること。

また、訪問看護サービスの提供体制についてはその実態を把握した上で、必要な整備について検討すること。

さらに、現在策定中の栃木県高齢者支援計画はつらつプラン21（九期計画）の基本目標である、「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」を実現するため、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができる地域づくりの推進に向け、市町の取組についても積極的な支援を行うこと。

(2) 救急医療体制の充実について

県内どこにいてもより迅速に救急医療を受けられるよう、近県と連携をしながら、ドクターヘリ・ドクターカーの活用による救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図ること。

加えて、高齢化等の進展に伴い救急医療に対する需要が高まる中、適切な救急要請や医療機関受診をより一層促すため、とちぎ救急医療電話相談事業や子ども救急電話相談事業の更なる充実と積極的な周知活用を図ること。

(3) がん対策・生活習慣病対策について

現在策定中の「栃木県がん対策推進計画（4期計画）」に基づき、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実、小児・AYA世代などのがん患者等を支えるための環境づくりに取り組むなど、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること。

また、栃木県は、脳卒中や心筋梗塞など循環器病による死亡率が高いことから、現在策定中の「栃木県循環器病対策推進計画（2期計画）」に基づき、循環器病予防の取組の強化、循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービ

スの提供体制の充実など、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進すること。

さらに、各市町の健康政策を支援するとともに、特定健康診査の受診率向上に取り組み、生活習慣病の発症予防・重症化予防、合併症予防の推進に努めること。特に、糖尿病に関しては、重症化により人工透析が必要となる場合があるため、県として積極的に取り組むこと。

(4) 医療、福祉施設への感染症対策について

新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザについては、引き続き、高齢者施設等のクラスター対策を推進するとともに、同時流行に備えること。

また、医療機関および社会福祉施設等におけるBCP（業務継続計画）の策定を支援すること。

(5) 社会的養護の充実について

虐待や、経済的な理由、保護者の病気等により社会的養護が必要な子ども達に家庭と同様の養育環境を提供するため、里親制度の普及啓発を図り、児童相談所、栃木フォスターリングセンター、里親との緊密な連携により早期のマッチングを促進するとともに、養育支援を強化すること。

加えて、児童養護施設等で暮らす子どもを短期間家庭で受け入れるふれあい里親事業においては、市町と連携し推進を図ること。

また、児童相談所設置の方針を表明した宇都宮市に対し、現場で相談・支援に当たる心理職・福祉職等の専門職の育成のため、人事交流の拡大や研修等で支援を行うこと。

(6) 働く貧困層への支援について

非正規雇用の増加やコロナ禍、物価高騰などの影響で、フルタイムで働いているにも関わらず、生活保護水準以下の生活を余儀なくされ、また、フードバンクや子ども食堂などのニーズも増加し、結婚や育児、健康問題などにも影響が出ていることから本県として働く貧困層の実態を把握し、県内市町や企業や団体などと連携しながら、総合的な支援体制を構築すること。

7. 農業行政の推進について

(1) 急激な情勢変化等に対応できる強い農業の確立について

国際情勢の不安定化により、農業資材等の価格高騰が長期化していることから、堆肥の活用や自給飼料の増産への取組をより一層進めること。

また、食料の安定供給リスクの高まりから食料安全保障の強化が求められていることから、県産農産物等への消費者の理解促進を図るとともに、輸入依存度の高い小麦、大豆等の県内での増産に向けた支援を進めること。

さらに、急激な温暖化に対応するため、品種改良、農産物の品目や作付け等の時期の見直しなど、農業試験場等において研究を進めること。

(2) とちぎグリーン農業の推進について

SDGsやカーボンニュートラルの実現、気候変動への対応など、農業分野においても環境に配慮した持続可能な農業の取組が必要となっていることから、昨年度策定した「とちぎグリーン農業推進方針」に基づき、農業者や農業団体・消費者団体等の理解醸成を図るとともに、化学肥料の使用量低減や有機農業の拡大などに計画的に取り組むこと。

(3) 需要に応じた米生産について

県産米の在庫量は減少しつつあるが、需要が見込まれるマーケットに的確に対応するため、今後の消費動向を踏まえた米づくりを進めるとともに、主食用米から麦・大豆や飼料用米、野菜等の収益性の高い作物への作付転換をより一層促進すること。

また、本県で作付の多い飼料用米については、国の制度変更に対応した多収品種の導入が進むよう、県内の地域性を考慮しながら必要な取組を進めること。

(4) 県産農畜産物の消費拡大について

人口減少や食生活の多様化により、県産農産物を代表する米については、依然として消費の減少が続いているほか、生産量全国第2位の生乳についても、飲用向けの消費が減少していることから、関係者が一体となって、米や牛乳乳製品をはじめとする県産農畜産物の消費拡大に係る施策を講じていくこと。

8. 林業の振興及び環境対策の推進について

(1) 森林の適正な管理と自然環境の保全について

①花粉発生源対策及び森林資源の循環利用の推進について

花粉症への対策として、スギ人工林の皆伐や花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉症発生源対策に積極的に取り組むこと。

また、利用期を迎えた森林資源の循環利用に向け、森林の若返りを図るための皆伐・再造林を引き続き推進すること。

②森林環境譲与税の有効活用について

令和6年度から、森林環境税の賦課・徴収が開始され、県民の関心も高まることから、これまで以上に積極的に活用していくこと。

一方、市町においては、森林環境譲与税の執行について林業技術者の不在など実施体制を十分に整えられないところもあることから、森林整備や人材育成・木材利用など、地域の実情に応じた活用に向け、引き続き助言や支援に取り組むこと。

また、県民の理解が一層促進されるよう、普及啓発に取り組むこと。

③外来種等への対応について

外来種の被害防止については、令和4年3月に県が策定した「栃木県外来種対策アクションプラン」に基づき、地域特性に応じた総合的・戦略的な対策を推進するとともに、県民総ぐるみで対策が講じられるよう取り組むこと。

また、依然として県南地域を中心に被害が拡大しているナラ枯れ被害については、森林の公益的機能の低下や、倒木による二次被害等が懸念されることから、市町等と連携を図りながら、被害拡大の防止に取り組むこと。

(2) 持続可能な社会の実現に向けた資源循環の取組について

県では、リサイクル施設の必要性についての理解促進などに取り組んでいるところであるが、更なるリサイクルの促進を図ることで、天然資源の消費を抑制することはもとより、地域経済の活性化等の効果も期待できることから焼却灰等を再利用したリサイクル製品を道路や河川等公共事業に活用するなど、資源循環の取組をこれまで以上に促進すること。

(3) 産業廃棄物処理の取組について

本県において排出される廃棄物を県内で適正に処理することは、今後の県内産業の持続的な発展のためには必要不可欠である。

こうした中、県が那珂川町で整備を進めていた管理型産業廃棄物最終処分場「エコグリーンとちぎ」が完成し、県内で排出される廃棄物を県内で処理できる体制が整った。こうした体制を維持することが重要であることから、将来における本県の産業廃棄物処理のあり方の検討を進めること。

9. 教育行政の推進について

(1) いじめ・不登校への取組について

いじめ防止に向けた児童生徒主体の取組や保護者等への啓発など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の徹底が図られるよう、学校等への指導助言に努めること。

また、「いじめ・不登校等対策チーム」や「ネットパトロール」、関係機関との積極的な連携などの充実を図るとともに、1人1台端末を活用したアンケートなど児童生徒が相談しやすい環境を整備すること。

さらに、教職員の資質向上に努めつつ、豊かな心を育む道德教育や自己肯定感等を高める教育など、いじめ防止に向けた取組を推進すること。

加えて、不登校児童生徒が社会的自立に向け学習等に取り組むことができるよう、校内教育支援センターの設置等を促進するとともに、市町の教育支援センターやフリースクール等との連携を通して、学校内外における学びの質を向上させること。

(2) 県立高等学校の特色化・魅力化の推進について

「第三期県立高等学校再編計画」に盛り込んだ未来共創型専門高校の設置や中高一貫教育校、単位制高校、フレックス・ハイスクールの設置拡充により、学校の特色化・魅力化を着実に推進すること。

また、国際バカロレアに代表される新しい学びのスタイルの導入やスポーツ科の設置等についても検討するとともに、施設等の整備も含めた教育環境の充実にも努めること。

(3) 県立学校施設の環境整備について

県立学校施設においては築 30 年以上の建物が全体の 8 割を占めており、老朽化による故障リスクが高まっていることから「栃木県立学校施設長寿命化保全計画」に基づき引き続き予防保全を推進し安心安全な学習環境を確保するとともに、トイレの洋式化など学習環境の整備を進め安定的な学校運営に努めること。

また、児童生徒や教職員の健康の保持増進を優先する観点から、空調設備が未設置の特別教室や教科準備室、体育館に対し、計画的に整備を行うこと。

(4) 国際的な視野と我が国及び郷土への愛着が持てる教育の推進について

交換留学制度の活性化や、外国語、AI・宇宙などの成長産業分野の技術などの習得等により、本県の児童生徒が将来、世界で幅広い分野で活躍できる教育を推進すること。

また、武士の始まりと言われる栃木の武将「藤原秀郷」など、全国にも名高い武将や偉人を活用し、地域や歴史・文化資源に触れ、郷土愛の醸成を図ること。

さらに日本人として確固たるアイデンティティを持って世界を舞台に活躍できるよう、正しい歴史認識に基づく教科書の選定や、歴史と領土に関する副教材の積極的な導入など、我が国及び郷土を愛する態度を養う教育を推進すること。

(5) 特別支援学校におけるスクールバスについて

特別支援学校のスクールバスを充実させることは、児童生徒の通学支援のみならず、送迎に係る保護者の負担を軽減し、働く保護者を支援する視点からも特に重要である。現在、複数の特別支援学校で乗車できていない児童生徒がいる状況に鑑み、乗車対象の児童生徒が乗車できるよう検討を進めること。

10. 警察行政等の推進について

(1) 防犯対策の強化について

①体感治安の向上と防犯対策の推進について

近年、サイバー犯罪や架空料金請求詐欺などの特殊詐欺が多発する中、地域社会の連帯意識の希薄化や独居高齢者の増加、交番・駐在所の統廃合、繁

華街・歓楽街等の人流回復によるトラブル増、来日外国人の犯罪などが、県民の感覚的・主観的に感じる体感治安の悪化に繋がっている。

そこで、パトロールや地域訪問活動などを強化し、官民一体となった繁華街・歓楽街対策、外国人コミュニティに対する各種対策及び違法行為に対する厳正な取締りなどを推進し、犯罪抑止効果と体感治安の向上を図ること。

また、迅速で効率的な捜査や、更なる治安向上に繋がるようAIなどの先端技術の導入や防犯カメラの設置促進などの検討を図ること。

②特殊詐欺や「闇バイト」対策の推進について

令和5年における県内の特殊詐欺被害件数は117件、被害額は5億円を超えるなど深刻な状況にある。

県内の特殊詐欺の被害者に占める高齢者の割合は依然として高いことからコンビニや金融機関等との連携強化、タンス預金への注意喚起を図るとともに、家族間での話し合いを促すなど、未然防止対策の強化を図ること。

また、若者がアルバイト感覚で特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担する事件が全国的に発生していることから、若者が「闇バイト」に関わらないための各種対策を推進すること。

(2) 経済安全保障の強化とサイバー空間における脅威に対する対策の推進について

本県の企業等が保有する高度な技術情報等は、軍事転用可能なものもあり、ひとたびその技術情報等が流出すれば、我が国の技術的優位性や国際競争力の低下を招くだけでなく、安全保障環境にも重大な影響を与える恐れがある。

そこで、技術情報等の流出防止に向けた取組として、外国からの働き掛けの手口やそれに対する有効な対策などを高度な技術情報等を有する本県企業等に情報提供するアウトリーチ活動を強化すること。

また、ランサムウェア被害や、フィッシング等の手口によるインターネットバンキングに係る不正送金被害など、その脅威は極めて深刻であり、サイバー空間における安全の確保が急務となっていることから、サイバー犯罪の取締りを強化するとともに、県民及び県内企業の被害防止のための各種対策を官民連携で推進すること。

(3) 交通安全対策と交通死亡事故抑止対策の推進について

令和5年中における県内の交通事故死者数は、前年と比べて増加に転じ、状態別では、歩行中と四輪乗車中が高い割合を占めていることから、引き続き、通学路における合同点検の実施、ゾーン30プラスの整備の推進、歩行者の安全確保や飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育・広報啓発・指導取締りの強化等、更なるソフト・ハード両面での安全対策を徹底すること。

また、自転車利用者にも、乗車用ヘルメット着用の努力義務化をはじめとする交通ルールを周知し、安全利用対策を推進すること。

(4) 困難な問題を抱える女性への支援について

DV、性暴力・性犯罪被害、生活困窮など女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が本年4月に施行となることから、県においては、困難な問題を抱える女性が、気軽に相談できる環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、女性が安心かつ自立して暮らせるよう女性の支援に向けた取組を強化すること。

(5) 老朽警察署庁舎の早急な整備推進について

警察署庁舎の多くは、老朽化に加え警察官の増員により狭隘化も顕著となっており、移転の方針が示されている宇都宮中央警察署以外でも大田原、下野、さくら、佐野、那珂川、矢板、真岡警察署の7庁舎は築45年以上が経過している現状にある。

警察署庁舎は、地域の安全・安心を守る警察活動の根幹であり、老朽化・狭隘化への対応は、「頼れる警察」の機能を確保する上で喫緊の課題であることから早急に整備を推進すること。